

# 人権かながわ

## 2019

2020年1月29日発行  
第27号



冬の逗子海岸と富士山 撮影：会員 小島 衛

### Contents

2 巻頭言…………… 神奈川県弁護士会会長 伊藤 信吾

#### 特集

3 精神科病院における身体拘束人権救済申立事件……………  
委員長 千木良 正

5 横浜刑務所における保護室への違法な長期収容に対する  
警告事件…………… 委員 三木恵美子  
委員 佐藤 利行  
委員 黒田 清彰

7 ヘイトスピーチの法規制について…………… 委員 神原 元

10 LGBT…………… 委員 高岡 俊之

#### ● 部会報告

12 基地 横浜ノースドック視察…………… 委員 関守麻紀子

14 憲法 人権シンポin 神奈川 中西新太郎先生  
「改憲問題は何か『問題』なのか」…………… 委員 山岡 遥平

16 全ての性の平等部会  
DV事件経験交流会報告…………… 委員 野口 杏子

17 外国人 高校生への「在留資格」出前授業に参加して……………  
委員 小豆澤史絵

18 働く人 法制度の改正と働く人の意識…………… 委員 田淵 大輔

#### ● 委員会報告

19 2019年の人権擁護委員会の活動について… 委員長 千木良 正

## 巻頭言

神奈川県弁護士会会長 伊藤 信吾



弁護士をしていると「人権」という言葉をよく聞  
くし、違和感もない。しかし、弁護士以外の、ごく  
普通の人と話していると、意外と「人権」という言  
葉を話す機会がない。

私は、地元の相模原市と共に「市民ファンドゆめ  
の芽」を協働運営するNPO法人の事務局長をして  
いる。同ファンドは、市民の社会貢献事業に助成金  
を交付する制度であるが、実に多くの市民団体が、  
独自の観点から豊かな想像力で新たな発想を持ち、  
地道な社会貢献活動をしている。聴覚障害者へのパ  
ソコン教室・フリースクールの運営・福島の子も  
たちの支援・海外途上国への支援・境川の環境整備  
等々、活動分野は多様だ。

それらは、いずれも人権擁護活動の最前線だ。し  
かしながら、彼らが「人権」を口にすることは全く  
ない。「人権」という言葉を口にしなくとも、生き生  
きと人権擁護活動が根付いていると実感する。

逆に、むしろ、人権という言葉が否定的なニュア  
ンスで口にする人に会うことがある。そして、それ  
が特定の思想に偏っている人の発言ではなく、ごく  
普通の市民が口にしている場合がある。

特に、会社の経営者が「権利、権利と言う前に、  
きちんと義務を果たすべきだ。権利ばかり主張す  
るのはわがままで」等と口にするのを垣間見る。世  
中の人間が、権利のみを主張し、要求ばかりで、自  
らの努めを果たしていないという不満があるのだら  
う。会社を経営する中で、労働者の権利はしっかりと  
法律で守られており、会社経営で窮屈な思いをし  
ていると理解できなくもない。

同様に、憲法について、本来、国民の権利を規定  
し、権力を抑制するものであるはずが、一部の論者  
から、もっと義務規定を多く盛り込むべきだとの主  
張がされるのも、そんな発想があるからだろう。

このように、もし人権という言葉に、窮屈な気持  
ちを抱く人がいるとすれば、自らの立ち位置が強い

立場にあるからだろうと思う。強い立場にある人間  
は、無理に人権と言わなくても、力強く行動し自ら  
の想いを実現していくことができる。

そういった意味で、人権を強く打ち出さなければ  
ならないのは、当然ながら、弱い立場の皆様を守る  
ためである。弱い立場に追い込むのは、権力だとは  
限らない、我々普通の市民が、知らぬ間に、弱い立  
場の者を顧みないこともありうる。

例えば、先般、台風19号への対応の中で、都内で  
開設された避難所が、路上生活者の受け入れを拒否  
したとの報道があり、避難所を運営する行政に対す  
る批判の声もあがっている。ただ、行政の判断は置  
いておいても、普通の市民の中においても、路上生  
活者と隣合わせの避難所生活を嫌がる市民が、少な  
からずいるのではないか。

考えるべきなのは、強い立場、弱い立場は、必ず  
しも固定したものではなく、多様な状況の中で常に  
入れ替わることがありうることだ。

労働者に文句を言っている経営者も、会社が倒産  
して、一労働者となることは、珍しくない。大きな  
会社の元経営者が、路上生活者として生活している  
のに出会ったこともある。元気な健常者が、事故や  
病気をきっかけに障害者になることもありうる。

必要なのは、想像力だろう。いつでも、どの立場  
でも、一瞬のうちに立ち位置が変わる。弱い立場と  
いうのは、あくまでも、その時の立場であって、固  
定したものではないということを理解し、弱い立場  
の方々についての想いを巡らせる想像力が重要な  
だろうと思う。そういった意味で、弱い立場の者を  
守り救うのは、他人事ではなく、私たち一人ひとりの  
問題と思う。

冒頭に触れた、人権を大々的に唱えることもな  
く、自分の想像力を頼りに、そっと立ち上がった市  
民の黙々とした社会貢献活動が、そのことを教えて  
くれていると感じている。

## ①精神科病院における身体拘束人権救済申立事件

委員長 千木良 正

### 1 人権救済申立に至る経緯

申立人は40代の男性。平成29年9月に医療保護入院となりましたが、入院後、複数回にわたり、隔離措置や身体拘束を受けていました。

申立人が入院していた病院における隔離措置の状況については次の通りでした。隔離室は約2.3m×4.1mのスペースで、ベッドはなく、床上にマットレスを敷き、マットレスパッド、毛布を使用していました。開閉できる窓はなく、観察廊下側面の壁がガラス張りとなっていて、上部には排気換気用として外部から開閉可能な窓がある状況です。観察廊下の対面にはガラス張りの壁がありますが、常時ブラインドを閉めているため、室内から外の景色を見ることはできません。扉は観察窓の付いた縦格子付きとなっています。トイレは隔離室内にあり、木製衝立で囲われているものの、医療関係者は扉の窓や小窓から顔を目視できる状況にあります。室内に時計はありません。

また、申立人が受けていた身体拘束とは、その時々状況によって異なりますが、例えば、胴・四肢を拘束帯によりベッド柵に固定するという方法で身体拘束をされていたときもあります。この状態では、自力で寝返りを打つこともできず、食事、排泄、歯磨きなども全介助となります。上肢を拘束帯で拘束されている場合、自力では手を胸元まで持ち上げることもできませんので、痒い所を搔くこともできませんでした。

申立人は、平成30年1月31日から3月1日まで身体拘束を受け、また同日から同月13日まで隔離措置を受けていましたが、いずれも不当に身体拘束をするものであるとして人権救済を申し立てました。また、同年2月5日には申立人は弁護士との面談をし

ていますが、その際に身体拘束を解除するよう申し入れたにもかかわらず、身体拘束を解除されなかったことも人権侵害であると主張しました。

### 2 病院側の主張

病院側に身体拘束及び隔離措置の理由について照会しましたところ、病院側からは次のような回答がありました。

申立人は、平成30年1月31日に医療者に対して暴力行為、著名な精神運動興奮を認めており、このままでは治療遂行不能という患者の保護を図れないおそれが認められた、その後も易怒性や被刺激性の顕著な亢進と精神運動興奮が活発なため、拘束処遇を継続した。平成30年3月1日には興奮状態は改善したが、被害妄想は持続し、他患者との人間関係を損なうおそれがあった。弁護士との面談時も感情の易変性を認めており、感情状態がめまぐるしく変化し、不安定であった。

### 3 身体拘束をされない権利

すべての人は、憲法上、自己の意思に反して身体拘束や隔離をされない権利を有していると言えます。このことは、憲法13条（個人の尊重）、憲法18条（奴隷的拘束を受けない権利）、憲法22条1項（移動の自由）、憲法31条以下（刑事手続き上の権利）などに現れていますし、国際人権B規約でも、「すべての者は、身体の自由及び安全についての権利を有する。」と定められています。

そこで、身体拘束や隔離は原則として違法なものであると言えます。

たしかに、入院患者が自傷行為をしているとか、

他の患者に対して暴力行為をしている場合など、一時的に身体拘束をせざるを得ない場合もあるでしょう。しかし、身体拘束や隔離が原則として違法である以上、それが認められるためには違法性が阻却されるための要件を具備していることが必要となります。

この点について、精神保健福祉法36条1項、3項、及び37条が身体拘束や隔離について定め、また、これらの規定を受けて、厚生労働大臣が基準を定めていますので、少なくとも、これらの基準等が定める要件は満たしている必要があると言えます。

例えば、隔離措置については、「患者の隔離は、患者の症状からみて、本人又は周囲の者に危険が及ぶ可能性が著しく高く」（切迫性の要件）、「隔離以外の方法ではその危険を回避することが著しく困難であると判断される場合にその危険を最小限に減らし、患者本人の医療及び保護を図ることを目的として行われるものとする。」（補充性の要件）などと定められています。

また、身体拘束については、「身体的拘束は、制限の程度が強く、また、二次的な身体的障害を生ぜしめる可能性もあるため、代替方法が見出されるまでの間のやむを得ない処置として行われる行動の制限であり、できる限り早期に他の方法に切り替えるよう努めなければならないものとする。」として、切迫性、補充性の要件に加えて、非代替性、一時性の要件も必要としています。この点、世界保健機構（WHO）精神保健・依存症予防部門が定める精神保健ケアに関する法：基本10原則（1996年）によれば、身体的抑制と化学的抑制の使用を含む治療は、仮に必要と判断された場合でも、厳格に制限された継続期間（身体抑制では4時間）とすることを実質的条件としています。

#### 4 本件申立人に対する身体拘束等について

それでは、本件申立人に対する身体拘束等は身体拘束等の違法性を阻却する要件を満たしていたといえるのでしょうか。

たしかに、病院側の主張するように、平成30年1月31日当時、申立人が暴力行為を行っていたことは認められるところでありました。そのため、その時

点で身体拘束を行ったとしても、人権侵害ということとはできないように思います。

しかし、その後の診療録を確認していると、2月4日以降、多少、拒否的な対応はあるものの、医療者に対する暴言や暴力的な対応は認められておりませんでした。また、同月5日の診療録には、「拘束処遇へ変更後、内服やケアには応じており、精神症状の改善も認めつつある状況である」との記載もあり、当初、胴四肢拘束であったものが胴片下肢拘束に変更されています。

その後も、申立人において問題行動は認められず、2月17日の診療録には、回診においても礼節は保たれていたと記載されているほどの状況でした。

これらの申立人の状況を考えると、2月5日の時点では、申立人は内服やケアには応じていましたし、精神症状の改善も見られましたので、身体拘束をしなければ「治療遂行不能という患者の保護を図れないおそれ」という状況は消滅していたといわざるを得ないと思います。しかも、診療録によれば、2月5日以降、申立人は下肢の痺れを訴えたり、めまいを訴えたり、疼痛を訴えたりしていて、身体的な被害も生じていることが見受けられました。このように長期間にわたって漫然と身体拘束を継続したことは重大な人権侵害であると判断し、人権擁護委員会では警告が相当であると判断しました。

また、申立人は2月5日の時点では症状が改善しておりましたので、2月5日の弁護士面会時には身体拘束を解除する必要があったと判断しました。さらに、3月1日以降も隔離措置を行わなければならないほどの状況は認められませんので、隔離措置を開始し継続したことは人権侵害であると判断しました。

#### 5 精神科医療における身体拘束の問題性

厚生労働省は毎年6月30日時点の精神科病院の状況を調べています。2017年の調査によれば、身体拘束された患者の数は全国で1万2528人でした。拘束は10年間で1.8倍、隔離は1.6倍に増えているとされています（2019年2月17日東京新聞記事）。杏林大学の長谷川俊夫教授が統計的に分析したところでは、拘束率が優位に高かったのは12都道県で、神奈

川県は8.3%で4位だったそうです（2019年5月23日朝日新聞記事）。

身体拘束の問題は、今回の申立人の入院先病院に限った問題ではありません。精神科医療全体において、身体拘束はやむを得ないことであるとの意識が強くなってきているのかもしれませんが。

しかし、漫然と身体拘束をすることは、紛れもない人権侵害行為です。まずは精神科医療界において身体拘束が人権侵害であるとの基本的認識を持っていただき、精神科医療界全体で身体拘束を行わない医療を目指していただきたいです。

\*精神科の入院患者（厚生労働省調査より）

2017年6月末現在、精神科の病院ベッドは全国に約32万8000床あり、約28万4000人が入院している。入院期間の長期化で患者の高齢化が進んでおり、65歳以上が58%に上る。1年以上の長期入院者が61%で、約5万5000人は10年以上入院している。

## 精神科病院の身体拘束と隔離の人数

（首都圏分）

	拘束	隔離
茨城県	391	334
栃木県	277	205
群馬県	217	325
埼玉県	1238	566
千葉県	903	741
東京都	982	745
神奈川県	966	723
静岡県	217	427

2019年2月17日東京新聞朝刊より引用

※厚労省調査より作成。2017年6月末時点で精神保健指定医から拘束・隔離の指示が出ている人数。総合病院の精神科病床を含む。

## ②横浜刑務所における保護室への違法な長期収容に対する警告事件

委員 三木 恵美子

委員 佐藤 利行

委員 黒田 清彰

### 1 事案の概要

本件は、横浜刑務所に収容されていた20代の男性が、2017年7月から2018年10月までの間に、延べ249日間、保護室に収容されて、収容期間中、入浴の機会を与えられず、歯ブラシや歯磨き粉を使用することが許されなかった事案です。

保護室とは、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第79条第1項に規定された要件（①自傷のおそれがある場合、②大声や騒音を発し、他人に危害を加えるおそれ、刑事施設を損壊・汚損するおそれ、のいずれかがあり、刑事施設の規律及び秩序を維持するために特に必要のある場合）が認められる場合に、一時的に受刑者を収容する部屋であり、収容期間について法令上厳格な時間制限（原則72時間以内、特に継続の必要がある場合48時間ごとの更新可）が定められています。また、保護室内

は、床や壁が柔らかい素材でできており、食事の際に用いられる食器も柔らかい素材が使われていて、被収容者が怪我をしにくい工夫がされています。

横浜刑務所は、保護室への収容は一時的であることを前提として、保護室に収容される者に対して、入浴の機会を与えず、歯ブラシや歯磨き粉を使用させない運用を行ってきました。

しかし、申立人は、頻繁に保護室に収容され、収容期間が何度も更新されるため、1年3か月あまりの期間に延べ249日間も保護室に収容されています。そして、最長では、2018年3月11日から同年5月9日まで60日間連続で保護室に収容され、その間、入浴も歯磨きも許されませんでした。

また、途中3回、収容停止後、当日に再度収容されていますが、2017年9月5日から同年12月11日まで事実上98日間保護室収容が継続しました。

刑務所の受刑者が、自由を制限されるのは当然で

あるとしても、刑務所においてどのような取扱いも許されるわけではありません。

2019年10月21日、神奈川県弁護士会は、横浜刑務所長に対し、本件に関して申立人の人権が侵害されていたと判断し、今後同様の人権侵害を繰り返さないように警告を発出しました。

## 2 調査の経緯

担当委員3名は、別事件の調査のため、横浜刑務所に収容されている20代男性（申立人）に面会しようとしたが、保護室収容中を理由として2度にわたり横浜刑務所から面会を拒絶され、それをきっかけに申立人が長期にわたり保護室に収容されていることが判明しました。申立人は、その後実現した担当委員との面会の際、長期にわたる保護室収容中、一度も入浴できず身体をタオルで拭くしかなかったこと、歯ブラシや歯磨き粉を使用することができず水で口をゆすぐしかなかったことを訴えて人権救済を求めました。

担当委員は、横浜刑務所に質問書を送付するなどして事実関係を確認した上、事案を検討して人権擁護委員会に報告しました。

## 3 人権擁護委員会の判断

横浜刑務所は、法令上の要件が満たされていたため申立人を保護室に収容し、その後も法令上の規定に従って収容期間を更新したのであるから何ら問題はないと主張しました。

しかし、申立人は、保護室に長期間収容されたことで、その期間中、入浴して身体を清潔にするという人間の基本的な欲求を満たすこともできず、歯磨きや歯磨き粉を使って口腔内の清潔を保つというこれもまた基本的な欲求を満たすこともできなかったのです。

国際人権規約自由権規約（市民的及び政治的権利に関する国際規約）第7条により、すべての人は、刑事施設収容中においても、不当に非人道的若しくは品位を傷つける取扱いを受けない権利が保障されています。また、憲法13条が定める個人の尊厳からも上記保障は導かれると考えられています。

そこで、申立人を長期間保護室に収容し、その間入浴の機会を与えず、歯ブラシや歯磨き粉の使用を認めないことが、非人道的若しくは品位を傷つける取扱いとして、申立人の人権を侵害していないか問題となります。

刑事施設収容中の入浴の権利については、法務省令（刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則）第25条において、1週間に2回以上、閉居罰を科されている場合でも1週間に1回以上の入浴を行わせることになっています。このことと比較して今回の事態は異常と考えられます。

また、申立人は、アトピー性皮膚炎に罹患しており、刑務所側もそのことを承知して軟膏を処方していました。そのことを考慮すると、申立人に入浴の機会を与えなかったことはより非難に値すると考えられました。

また、法56条では、被収容者の健康を保持するため、社会一般の衛生水準に照らし、適切な保健衛生上の措置を講ずることとされています。今日、被収容者に歯磨きの機会を与えることが社会一般の保健衛生水準に照らして不可欠であることは異論がないと思われます。また、申立人について、自傷のおそれを理由として保護室に収容されたことはなく、そのことから、申立人に歯ブラシや歯磨き粉を渡すことを厳格に制限する必要があったとは思えません。

以上のような点を考慮し、弁護士会は、横浜刑務所の行為は、不当に非人道的若しくは品位を傷つける取扱いとして人権侵害行為と判断しました。

## 4 調査を通じての所感

法令上、保護室収容については、収容期間の更新も可能で、期間の上限についての定めはありません。しかし、保護室収容中に入浴を認めず、歯ブラシ、歯磨き粉の使用を認めていないのは、横浜刑務所の運用によるものであり、保護室収容が一時的なものであることを前提にこれらの運用がなされていると考えられます。入浴や歯磨きというものが人間の基本的な欲求であることを考えると、保護室収容が長期間に及ぶことには多くの問題が含まれていると感じました。

## 特集

# ヘイトスピーチの法規制について

## ～川崎人権条例案に至る経緯～

委員 神原 元

### 1 はじめに

2019年6月24日、川崎市長は、「(仮称)川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例(素案)」(以下、「条例案」という)を発表した。

以下では、条例案の内容を明らかにするとともに、条例案に至る経緯について論じる。なお、本稿脱稿時点においては条例案の条文そのものが明らかになっていないことから、以下の論述は、6月24日に公表された「素案」を前提としたものであることを予めお断りしておく。

### 2 条例案の内容

素案によれば、条例案は、大きく3つの特色があるといえる。

#### (1) 包括的な差別禁止

条例案は、禁止の対象となる「差別」を「人種、国籍、民族、信条、年齢、性別、性的指向、性自認、出身、障害その他の事由を理由とする不当な差別をいう」と定義する。問題となる「差別」の範囲を幅広く規定するのである。その上で条例案は「何人も、…不当な差別的取扱いをしてはならない」とするから、条例案によれば、これまで法律によっても違法とされてこなかった不当な差別が幅広く違法とされることになる。

周知のとおり、日本には包括的な差別禁止法がなく、男女雇用機会均等法、障害者差別解消法、部落差別解消法等、個別法で対応するのが現行法の行き方である。条例案は、そのような日本的な

法制度の枠を超えている点に特色があるといえる。

#### (2) 不当な差別的言動の「禁止」

条例案は、「何人も、市の区域内道路、公園、広場、駅その他の公共の場所において、次に該当する『本邦外出身者に対する不当な差別的言動』を行い、又は行わせてはならない」とする。

条例案は、ここにいう「不当な差別的言動」とは、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(以下「ヘイトスピーチ解消法」という)第2条に規定する本邦外出身者に対する不当な差別的言動をいうとしつつ、さらに、その類型について、①特定の国若しくは地域の出身である者又はその子孫を本邦の区域外へ退去させることをあおり又は告知するもの、②特定国出身者等の生命、身体、自由、名誉又は財産に危害を加えることをあおり、又は告知するもの、③特定国出身者等を著しく侮蔑するもの、の3つに分けて明確化し、さらに、その中でも、市内の公共の場所において、①拡声器を使用するもの、②看板、プラカード等を掲示するもの、③ビラ、パンフレット等を配布するもの、④多数の者が一斉に大声で連呼するもの、の4つに限定するという。条例案はヘイトスピーチの全てを補足しようとしているのではなく、ヘイトスピーチのうち特に悪質なものを括りだして規制するものである。

条例案は、その限定されたヘイトスピーチについて「行い、又は行わせてはならない」として、明確に「禁止」する。これは、ヘイトスピーチ解消法がその前文で「不当な差別的言動は許されな

いことを宣言」したにとどまることと比較して、明らかに強い表現である。この表現がそのまま条文化されるとすれば、ヘイトスピーチのうち悪質なものは、「違法」評価を受ける可能性が高くなり、民事損害賠償やデモ差止仮処分といった法的手続にも影響を与えることになるだろうし、運動の前進にも資することになるだろう。

### (3) 不当な差別的言動に対する刑事罰

そして、条例案でもっとも注目されているのは、上で禁止された不当な差別的言動を行った者に対して刑事罰（50万円以下の罰金）を科すとする点である。

もっとも、刑事罰の導入にあたっては正当な表現行為を侵害しないよう配慮し、条例に違反した者に直ちに刑事罰を科すのではなく、まず、市長が同様のヘイトスピーチを行わないように勧告し、勧告に従わなかった場合には命令を下し、それでも従わなかった場合に氏名の公表と罰則をもって対処する形式をとっている。この条例の仕組みは、ヘイトスピーチそのものを処罰するのではなく、市の命令に従わなかった者を処罰する行政刑罰であるといえる。

勧告、命令の際には有識者でつくる「差別防止対策等審査会」に意見聴取する。この罰則に至る手続きについては、東京弁護士会が公表している「人種差別撤廃モデル条例案」とほぼ同じである。罰金額については、刑法の名誉毀損罪や県迷惑行為防止条例を参考に50万円以下とした。

なお、インターネット上のヘイトスピーチは罰金の対象外であるが、川崎市が、事例の公表や削除要請などの拡散防止措置を行うという。

## 3 条例制定への過程

### (1) 前史

日本でヘイトスピーチの問題を語る上で、「在日特権を許さない市民の会」（以下「在特会」という）の存在を抜きには語れない。

在特会の発足集会は2007年1月である。「在日韓国・朝鮮人は特権を有している」等荒唐無稽な主張をするこの団体は、「朝鮮人をぶっ殺せ」等と街頭で叫ぶ異常なパフォーマンスを撮影した動画

をインターネットに拡散して支持を呼びかける手法で拡大し、2011年には会員数1万人に達した。同会は2009年12月には京都市南区にある京都朝鮮第一初等学校に対して、拡声器で「日本から出て行け。何が子供じゃ、こんなもん、お前、スパイの子供やないか」等の罵声を1時間に亘り浴びせたという事件（京都朝鮮学校事件）、2010年4月徳島県教組事務所に乱入し、「朝鮮人の犬」「こら非国民」等とトラメガを使って叫んだ事件（徳島事件）を起こしている。

私が初めてヘイトスピーチを見たのは、2013年2月9日、新大久保であった。当時はまだ街頭の抗議運動（カウンター運動）はなかった。誰にも邪魔されることなく「殺せ、殺せ、朝鮮人」と叫びながらコリア・タウンの中心を練り歩くヘイトデモの姿は異常であった。前年2012年8月には「よい朝鮮人も悪い朝鮮人もいない。朝鮮人を皆殺しにしろ！在日朝鮮人どもを皆殺しにしろ〜！」と叫びながら新大久保「イケメン通り」を「お散歩」する彼らの姿、2013年2月24日には、大阪鶴橋における街頭宣伝で「鶴橋に住んでる在日クソチョンコの皆さん、こんにちは！」「いつまでも調子に乗っとったら、南京大虐殺じゃなくて、鶴橋大虐殺を実行しますよ！」と叫ぶ同会会員の子弟（女子中学生）の姿がユーチューブで閲覧されていた。

### (2) 桜本でのヘイトデモと反対運動

2013年5月12日、川崎駅周辺で、川崎市内で初めてのヘイトデモがあり、同年中に3回、2014年には5回のヘイトデモが開催された。

川崎市には、戦前から、在日コリアンが多く居住している桜本地区がある。2015年11月8日、この桜本地区に向けて、ヘイトデモを開催すると予告がなされた。これに対し、地域住民の呼びかけにより、市内外から約300名の人々が集まり、桜本の街の入り口に立ち、ヘイトデモの進入を防いだ。

2016年1月末、桜本地区へ「日本浄化デモ第2弾」が予告された。1月23日、「ヘイトスピーチを許さない」かわさき市民ネットワークが結成された。同月31日の桜本でのデモの際には、ヘイトスピーチに反対する約1000人もの人々が集まった。デモ参加者は、在日コリアン集住地区で住民に向

かって「これから、存分に発狂するまで焦ればよいよ。じわじわと真綿で首を絞めてやるからよ。一人残らず日本から出てくまでな。分かったか」等と罵声を浴びせた。

3月22日、桜本地区に住む在日コリアン女性が、参議院法務委員会で意見陳述をし、桜本地区でのヘイトスピーチ被害の実態について述べ、3月31日には参議院法務委員会の国会議員らが桜本地区を視察した。これらの運動の成果として、5月24日、衆議院本会議にて、ヘイトスピーチ解消法が成立したのである。

ヘイトスピーチ解消法が成立した直後、またもや「川崎発！日本浄化デモ」第三弾の開催が予告された。6月1日、川崎市市長は、川崎市都市公園条例を根拠として、デモ隊が公園を使用することを不許可とした。6月2日、横浜地方裁判所川崎支部は、桜本地区（半径500メートルの円内）の近隣を徘徊し、大声を張り上げ、街宣車あるいはスピーカーによる演説を行うなどの行為をさせないとする接近禁止仮処分命令を下した。

それでも、デモ隊は、6月5日、デモの場所を桜本地区から川崎市中原平和公園前に出発地点を変更して「川崎発日本浄化デモ第3弾」を行った。このデモに反対する市民ら約1000人が集まり、プラカードを掲げたり、あるいは「ヘイトを反対」と声を上げたり、デモを行進させないために道路にシットインをするなどして抗議。デモは、約10メートル進んだところで中止となった。

### (3) 桜本でのヘイトデモと反対運動

2016年7月13日、川崎市市長は人権施策推進協議会にヘイト対策の優先審議を諮問した。人権施策推進協議会は、同年末に、条例について、ヘイトスピーチ対策に特化したものではなく、人種差別撤廃などの人権全般にかかるものを策定するように提言した。同年11月9日、川崎市は、ヘイトデモについて公的施設の利用制限を定めるガイドラインを策定した。2018年11月19日、実効性のある条例の制定を求める4万の署名が川崎市に提出された。2019年6月には、「ヘイトスピーチを許さない」かわさき市民ネットワークから刑事罰を含む条例を求める意見書が川崎市に提出された。

2019年6月、神奈川県弁護士会は、「刑罰や行政

罰を条例自体において整備することが不可避である」とする「川崎市・相模原市に対して、ヘイトスピーチ対策として実効性のある条例の制定を支持する会長声明」を出した。

そして、6月24日、川崎市市長は、「(仮称)川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」(素案)を発表した。条例は本年12月に成立の見込みである。

## 4 最後に

一定のヘイトスピーチに刑事罰を科す条例案は画期的ではあるが、それは街頭等における一部のヘイトスピーチを規制しうるに過ぎない。

たとえば、テレビ・コメンテーターが「日本男子は韓国人女性が入ってきたら暴行しに行かないといけない」等と発言した問題(2019年8月27日、TBSテレビ)や大手雑誌が「怒りを抑えられない『韓国人という病理』」「韓国成人の半分以上が憤怒調整に困難を感じており、10人に1人は治療が必要」とする記事を掲載した問題(同9月2日発売「週刊ポスト」)などは、当然、法規制の埒外である。

しかし、これらは影響力あるメディアによるヘイトスピーチだけに問題がより深刻であると思う。問題の背景には徴用工問題に代表される歴史認識や戦後補償を巡る隣国との緊張関係がある。それはヘイトスピーチ問題全般にいえることである。

ヘイトスピーチは重大な人権侵害であり、人権侵害をいかに止めるかという観点から知恵を絞らなければならない。同時に、ヘイトスピーチの背景には歴史認識や戦後補償を巡る隣国との緊張関係があることを十分に認識し、歴史認識や戦後補償の問題に日本人が誠実に向き合うことにこそ解決の鍵を求めべきである。



特集

# LGBT

委員 高岡 俊之



## 1 はじめに

人権擁護委員会「両性の平等に関する部会」は、2019年4月から、広く、LGBTを中心とした性的マイノリティの人権も視野に入れるべく、「すべての性の平等に関する部会」に改められたことは、すでにご存じのとおりです。本稿では、性分類、LGBTについて若干の説明をし、同部会の本年度前半の活動を紹介しながら、今後の課題に触れてみます。

## 2 性の分類

そもそも、「性」とは何でしょう。

従来、「性」は、「男性」と「女性」の2種類で、これ以外の「性」はありませんでした。正確には、性をめぐる制度や社会がこの2分類をもとに形成されました。しかし、現在では「性」は、以下の三つの視点で考えることが少なくありません。

### (1) 身体の性

性器・性腺・染色体などの生物学的・身体的特徴で分けられる性です。

### (2) 心の性(性自認)

自分はどんな性だと認識しているかということです。

自分は、男性だと思う人、女性だと思う人、どちらでもないと思う人、あるいは、性別を決めたくない人など、様々です。

### (3) 好きになる性(性的指向)

そもそも、どちらかの性を好きになるかならないか、なるとしたらどんな性を好きになるかということです。

異性を好きになる人、同性を好きになる人、両性を好きになる人、性別で好きになる人を決めたくないという人、特定の誰かを好きにならないという人など、これも様々です。

身体の性と性自認を2分類、性的指向を3分類しただけでも下図のとおり、12通りあります。

身体の性	心の性(性自認)	好きになる性(性的指向)
		①
		②
		③
		④
		⑤
		⑥
		⑦
		⑧
		⑨
		⑩
		⑪
		⑫

男性の異性愛者は②、女性の異性愛者は⑩ということになります。

## 3 LGBT

「LGBT」とは、Lesbian (レズビアン/女性同性愛者) (⑪)・Gay (ゲイ/男性同性愛者) (①)・Bisexual (バイセクシュアル/両性愛者) (③⑥⑨⑫)、Transgender (トランスジェンダー/性別越境者) (④⑤⑥⑦⑧⑨) の頭文字をとった単語で、セクシュアル・マイノリティ (性的少数者) の総称のひとつです。セクシュアルマイノリティ全般を表した「Queer (クィア)」もしくは自分の性のあり方をハッキリと決められなかったり、迷ったりしている人、または、決めたくない人などの「Questioning (クエスチョニング)」を加えて、LGBTQという

こともあります。

もっとも、性的マイノリティは、L・G・B・T及びQと截然と分類できるものではなく、様々な要因により、グラデーション状になっています。個人個人が分類され、比較される対象ではなく、個人個人が多様な性指向を持ちながら、その個性に素直に生きるというイメージから、近年、LGBTに代わり、SOGI-ソジー（Sexual Orientation and Gender Identity / 性指向と性のアイデンティティ）と表現されることもあります。

電通ダイバーシティ・ラボの2015年の調べ（全国69,989名にスクリーニング調査を実施）では、日本におけるLGBTの割合が人口の7.6%存在すると言われており、これは、約13人に1人の割合ということになります。

LGBTは、我々の身近なテーマであることを認識することが大切です。

我々のこれまでの活動は、以下のとおりです。

#### 4 講演会

まず、活動の1弾は、とにかく勉強です。

2019年8月1日、特定非営利活動法人SHIP（人権賞受賞団体）代表の星野慎二氏、LGBT問題について活発に取り組んでいる寺原真希子弁護士（東京弁護士会）を講師として、当会会員を対象として、LGBT問題について初の講演を行いました。多数の会員が聴講し、大成功に終わりました。

この講演では、いまだ日本でのLGBTのカミングアウトにはハードルが高いことが現状であることがわかりました。



#### 5 110番の失敗

第2弾。2019年10月10日（木）午前10時から午後3時までの間、弁護士会館にて、LGBTsレイン

ボー110番（臨時無料電話相談会）を開催しました。県内の各公共団体・学校等に数千枚のチラシを郵送し、各方面に呼びかけましたが、相談は、たったの2件だけでした。相談に行き着くまでのハードルの高さを痛感しました。



#### 6 会長声明

第3弾は、会長声明です。

本年10月17日、我々が起案し、「同性間の婚姻を認める法制度の整備を求める会長声明」が出ました。同性婚が認められないことは、憲法13条及び14条に違反し、同性カップルの被る数々の不利益を解消すべきこと、同性婚を認めるのが世界の趨勢であり国内でもこれを求める声が高いことなどから、当会が国に対し、同性婚を認める法制度を早急に整備するよう求めるという内容です。

#### 7 今後の展望

日本労働組合総連合会が2016年に実施した「LGBTに関する職場の意識調査」によると、職場に同性愛者や両性愛者がいることに抵抗を感じる人（「嫌だ」（6.4%）、「どちらかと言えば嫌だ」（19.9%））は、概ね、4人に1人（26.3%）というデータがあります。また、男女別にみると、抵抗を感じる人の割合は男性が女性の約2倍となり、40代、50代と年代が上がるにつれて高くなる傾向があります。性的マイノリティの人権の問題は、声を出せない当事者に如何に目を向け、寄り添えるかにかかっています。そのためには、時間をかけ、地道に歩み寄るしかありません。

活動はまだ始まったばかりです。

## 部会報告

### 憲法問題及び基地問題調査研究部会

## 横浜ノースドック 視察

委員 関守 麻紀子



### ○ノースドック視察

2019年4月8日、横浜ノースドックを視察しました。人権擁護委員会憲法問題及び基地問題調査研究部会が開催してきた、神奈川県のみ軍基地について学ぶ企画の一環としてです。

ノースドックは、横浜港の中心部にある米軍専用埠頭（米軍基地）です。

大棧橋から見ると北側方向にある岸壁で、ランドマークタワーの展望室からは眼下に見下ろすことができますが、一見しただけでは、そこが米軍基地であるとは気がつきません。ノースドックはそもそも、国が大正時代に埠頭の建設に着手したもので、昭和20年に瑞穂埠頭として完成するも、敗戦によりアメリカに接収されたのだそうです。現在は、在日米陸軍基地管理本部等の管理下にあります。一部が日本に返還されており、民間企業と同居する形になっていて、横浜スタジアム20個分もの広さがあるそうです。

ノースドックは、米軍の輸送の拠点であり、ベトナム戦争時には連日連夜、軍事物資や車両を戦地へ送り出していたそうです。現在も、兵器、物資、装甲車を含む車両が頻繁に出入りし、ノースドックで陸揚げされた後は相模補給廠や横田基地など、他の基地へ輸送されます。2018年4月には、横田基地へ配備されることとなったCV22オスプレイが5機、米本国から自動車運搬船でノースドックまで輸送され、ノースドックで陸揚げされて、埠頭から横田基地へ飛び立ったことは、記憶に新しいところです。

毎年実施されている米陸軍と陸上自衛隊の合同演習（オリエントシールド）が行われる際には、演習に用いられる物資や装備がノースドックから搬入されており、弾薬が陸揚げされることもあるそうです。横浜市長は、日本政府に対し、米軍がノースドックから弾薬の搬入を行うことのないよう要請し

ているとのことですが、聞き入れられないのでしょうか。

ノースドックは、特殊任務船の活動拠点でもあるとのことで、最近、米海軍音響測定艦（潜水艦の探知を目的とする軍艦）の寄港が増えているとのことでした。ちょうど私たちが視察した日も、音響測定艦インペッカブルが入港しており、灰色の、窓のないビルのような大きくてのっぺりとした艦船が停泊している様子を、ランドマークタワー展望室から見ることができました。外観もさることながら、沖縄近海や時には南シナ海で潜水艦探知という軍事行動を行っている軍艦が、横浜港という日常生活圏内にあることに異様さを感じました。

当日は、在日米軍を監視する活動を継続している団体リムピースのメンバーである星野さんをお願いして、座学でノースドックの概要や機能を学ぶとともに、星野さんの解説を受けながら、ランドマークタワー展望室からノースドックを観察しました。最後は、山下公園から横浜までシーバスに乗り、海上からもノースドックを観察し、高いところから見たのではわからなかった大きさを実感しました。

私は長らく、ノースドックを、それが米軍の基地だとわからず、みなとみらいの美しい夜景の一部分であると思っていました。これほど身近なところで、装甲車や弾薬が陸揚げされ、軍事活動を行っている艦艇が停泊していることを知らずに生活していたのだということ、自覚しました。

### ○番外編

ノースドック視察を終えた後、有志で、埠頭へ渡る橋の手前にあるバー「スターダスト」を訪れました。かつてはノースドックで働く米軍従業員たちが訪れたという老舗のバーです。広くてがらんとして薄暗い店内、歩くとこつこつと音がする木の床、カウンター、ジュークボックスなど、オールド・アメリカな異世界でした。沖縄のコザのAサインバーというのはこんな感じなのだろうか、と思いました。

バーを出た後は、村雨橋へ。1972年8月、村雨橋事件のあった現場です。当時、ベトナム戦争で損壊した戦車や兵器が相模補給廠へ運び込まれ、修理されて、再び戦地へと送り出されており、ベトナム戦争に反対する市民たちが、ノースドックへ続く橋に座り込んで戦車の行く手を阻みました。当時の飛鳥田市長は、米軍戦車車両が車両制限令が規制する重量を超えると、市道部分についての通行許可を与えず、結局100日間にわたり、米軍戦車車両の通行

を阻止したのだそうです。今では、橋もかけかえられており、当時を忍ばせる景色は残ってはいませんが、いったいどれほどの数の市民がこの橋と道路を埋め尽くしたのだろう、と、当時に思いを馳せながら、たった5人でしたが、橋に座り込んでみました。



村雨橋に座り込む



ランドマークタワー展望室からノースドックをのぞむ

# 人権シンポ in 神奈川 中西新太郎先生 「改憲問題は何か 『問題』なのか」



委員 山岡 遥平

去る2019年11月2日、横浜市開港記念会館において人権シンポ in 神奈川が開催された。人権擁護委員会と憲法問題対策本部の共催で、関東学院大学名誉教授の中西新太郎先生に講演をしていただいた。

改憲問題、という、自民党の改憲4項目（自衛隊の明記、緊急事態条項、合区解消、教育の充実）に目にいくが、中西先生のご講演は、憲法25条（生存権）から始まる。黒子のバスケットボール事件における被告人の意見陳述をひいて、生存権が有名無実化しており、憲法が実現していない現状をご紹介いただく。最低賃金で生活しても、生活保護水準にも届かない中で、「憲法を守れ」と叫んでも、それは生活をよくすることとは直結しないと感ぜられるし、自分たちの生活を脅かす現状を変えるな、と言っているように聞こえる。また、「上級国民」と自分たちが「勝ち」と「負け」にはっきり分かれてしまうなら、相対的に平等に扱われる戦争の方がマシと思える、という。生存権の保障が実感できず、「反憲法的」な秩序ができていく。これには、個人を尊重しない、ゼロ・トレランス方式の、ルールを絶対視してすりこみ、自己責任で自律させ、公的な助けによるべきでない、という教育も伴っている。

その傍ら、諦めを見せて、自虐しているかのように見える若者には、その人なりのプライドがあって諦めのようなことを口にする。それに対して、受け入れることもなく、「大丈夫だ」と声をかけても通じない。「頭が悪い」と自称することで、かえって、「頭が悪い」自分にわかるように説明できなくてなんの意味がある？という問いかけが生じている、という。ここに、社会への批評が含まれている。

そうであるから、悩む若者の声を聞いて、若者の可動域を広げていかなければ、憲法の価値を実現するための取組にもできない、というのが中西先生の講演だ。

この講演は、凡百の、と言っては失礼だが、何かを考えているようで、結論は見えきっている「憲法

を守ろう！」とただ訴えるものとは大きく違う。今の運動が全く、といていいほど盛り上がり、広がりを見せないことを受け止め、そして乗り越えて、憲法が真に国民的な問題になるための講演だった。象徴的なのが、質疑の中で、「先生のおっしゃっていることがぜんぜんわからない」とおっしゃった参加者がいらしたのだ。

それも意味当然だ。参加者のかなりの部分とは年齢もかけ離れた年齢層を対象とした文化研究から導き出された極めて現代的な課題を提示されていたのだから。これまでの、「正しいことを言っているならば評価される」「正しいければ人はついてくる」ではダメなのだ。

うまくいっている運動は、必ずと言っていいほど、当事者の声が届き、広がりを見せる。たとえば、ハラスメント禁止を訴える運動の最中にある諸団体などは、当事者の声をしっかりと受け止め、それが共感を呼んでいる。

そもそも、私たちの社会の根底をなしている民主主義は、単に裸の多数決でものを決めよう、というものではない。その根底にあるのは、議論であり、正義だ。つまり、単なる個別の利害を超えて、あるいは調整の中で、どうしたら正義【その内容すら議論の俎上に上がりうる】が実現されるか、フェアなのかを探り、決をとる。その過程において、提起された問題を自分の問題・社会全体の問題として捉えることが必要になる。

逆に言えば、問題を提起する側は、提起する問題を聞き手自身にも関わる問題、社会全体の問題である、と感じさせないといけない。比較的均質で、議論の前提が共有されやすい社会ならば、問題を感じ取ってもらいやすい。しかし、今はそうではない。価値観自体が多様化し、また、それぞれの置かれた状況も異なる（ことを正面から認められるようになった？）。

ではどうやって問題を感じてもらおうのか？中西先生のおっしゃる「可動域」にどうやったら結びつくのか。

一つ、中西先生がおっしゃっていたのは「散在」だ。誰かが決めた方針を降ろして行って、実行するのではなく、実際に方々で問題を見つめ、議論する。

そもそも若者は議論の場にこないのでは？必ずしも、みんながみんな来るわけではない。しかし、自分の声を真摯に聞いてもらえる、そんな場があれば来てくれる人は出てくるはずだ。

そんな「場」は、はじめのうちはインターネット

のコミュニティやSNSなどかもしれない。しかし、そこを通じた声が届き、動きが見えれば、物理的な「場」につながって、生身の人間がもっと見える運動につながるだろう。

一方で、そのようなやり方はわからない、理解できないし、今まで通りやりたい、という方も多くいるはずだ。そのつなぎや両立をどうするか、それはこれからの課題となる。

こんなことを書いたら大反発をくらうかもしれないが、憲法問題は、「どうしても改正したい」、と思っている一部と、「どうしても改正したくない」、と思っている一部だけが、一生懸命声を上げているように思えて仕方がない（なお、個人的な政治的見解として、現政権のもとで、ひとたび議論が始まれば、議論の経過がどうなったとしても、全く利用されていない高度プロフェッショナル制度ばかり、強行されてしまうことから、議論自体を阻止しようという動きがあるのは当然と考える）。このような議

論状況ゆえ、なおさら「憲法を実感できない」のかもしれない。毎日生きるのに精一杯な人からすれば、憲法を変えたいと言っている政治家も、それを一生懸命止めようとしている政治家も、どちらにせよ、それに与する人たちも、自分とは異なる特権層ないし「上級国民」に映ってはいないだろうか。

憲法を改正するか否かにかかわらず、私たちの社会の根底をなしている法である憲法の問題を、どうやったら身近に感じられるのか、憲法が掲げている価値をどうやったら実現させられるのかを議論できるようにすることこそが、私たちに求められていることではないのだろうか。これからは、中西先生の講演が「ぜんっぜんわからない」層と、この講演を響かせなければいけない層を繋いでいくことこそ、模索される道だろう。

そんなことを考えさせられる素晴らしい講演だった。



## 部会報告

すべての性の平等部会

# DV 事件経験 交流会報告

委員 野口 杏子

当部会は、これまで「両性の平等に関する部会」という部会名で女性の権利に関する問題を中心に活動してきたが、性的マイノリティの権利に関する問題にも積極的に取り組むため、2019年4月に部会名を「すべての性の平等に関する部会」に変更した。

ただ、部会名変更後も女性の権利に関する問題には積極的に取り組んでおり、DV（ドメスティックバイオレンス）事件に対応する弁護士の名簿の管理や、当会ハラスメント規則の改正などの活動をしている。

DV事件については、複雑な被害実態の解明や通信技術の進歩等に伴う新たな問題が生じているため、弁護士も常にスキルアップを図る必要があり、2年に1回程度、名簿登載者を対象とした経験交流会を開催しており、2019年10月7日の交流会では、11名の弁護士が活発な意見交換を行った。

同交流会では、議題として、①DV被害者の住所秘匿、②横浜家庭裁判所本庁舎の所持品検査、③同席調停などの問題が取り上げられたため、以下で紹介したい。

### ①DV被害者の住所秘匿問題について

訴訟を提起すると、被告に訴状等が送達されるため、離婚等請求訴訟では、訴状等にDV被害者の現居所の記載がないか、十分に気を付ける必要がある。

特に離婚等請求訴訟において年金分割の裁判も併せてする場合、判決書等に添付される年金分割のための情報通知書の住所の記載には注意が必要である。同通知書は、請求者が年金事務所で取得し、裁判所に提出するものであるが、DV被害者の現居所が記載されている場合にはマスキングする必要がある。年金事務所によっては弁護士事務所の住所を記載してくれることもあるため、そのような方法も検討したい。

### ②横浜家庭裁判所本庁舎の所持品検査について

2019年4月から横浜家庭裁判所本庁舎において、入庁時の所持品検査が導入され、これに伴い本庁舎の出入口は本館の正面出入口のみとなった。本館と別館は3階の渡り廊下で繋がっているが、別館にはエレベータがないため、足の悪い利用者にとっては大変不便であるなど、利用者からの評判は芳しくない。

また、これまで、DV被害者が入庁する場合には、DV加害者との接触を避けるため、正面出入口以外を利用する等の工夫をし、安全の確保がなされてきたが、出入口が一か所となったことにより、全入庁者が必ず正面出入口を通らなくてはならなくなり、DV被害者は待ち伏せ等の危険にさらされるようになった。実際に東京家裁では、待ち伏せによる殺害事件が生じている。また、時間によっては、正面出入口が所持品検査のために混雑し、行列ができることもあるため、意図的でなくとも、DV被害者がDV加害者と遭遇する可能性もある。

上記のような危険性は、当事者の呼出時間を多少ずらしただけでは解消できないため、経験交流会では、各事案の特徴に応じた柔軟な配慮を求めたり、電話会議を活用したいという意見が出された。

### ③同席調停について

2013年に家事事件手続法が施行され、当事者双方同席の下での手続説明が行われる運用が始まった。この同席については、拒否したとしても不利益はないとされているが、同席を強く求める裁判所があるとの情報が得られた。これに対しては、当事者間の葛藤が高い事案で同席を求めることは、当事者にとって負担・不満感を増すものであり、機械的な運用は好ましくないことや、進行状況の共有は当事者双方が同席しなくても可能であることなどが指摘された。とりわけDV被害者は、加害者を見るだけで心身に不調をきたすような場合もあるので、同席調停は不可能である。

DV被害者の安全確保の必要性については、引き続き裁判所の理解を求めていきたい。

## 部会報告

### 外国人の権利に関する部会

# 高校生への「在留資格」出前授業に参加して

委員 小豆澤 史絵



2019年4月1日から改正入管法が施行され、農業、介護、外食産業等の労働力不足が著しい分野14業種に外国人労働者の受け入れが始まった。また、大学や大学院を卒業して日本語能力テスト「N1」に合格した留学生に対し、接客業への就職が認められることになった。このように、日本の労働力不足に対応するため、在留資格制度は次々と変更されている。

2018年12月末現在の在留外国人の数は約273万人と過去最高となった。日々の生活の中でも、コンビニやレストラン等で外国人に接しない日はないといっても過言ではない。この流れはもはや変わることはなく、これからますます多くの外国人が、日本に住み、働き、学校に通う時代となる。

そうした中で、犯罪、事故、失業、離婚などさまざまトラブルに巻き込まれる外国人の数も増える。トラブルに巻き込まれたとき、外国人と日本人とで決定的に違うことは、在留資格がなくなる可能性があるということである。自らの意思で日本に来た親の世代は、苦勞して在留資格を取得し、更新してきた経験があるので、在留資格を失うリスクを理解していることが多い。一方、日本で生まれた子どもや、幼い頃に日本に来た子どもたちは、在留資格はあって当然のものである。在留資格がなくなり、本国に強制的に帰国されるという事態は想像もしていない。しかし現実には、何らかの事情で親の在留資格がなくなれば、原則、親と一緒に帰国しなければならない。また、薬物等に手を出してしまったら、家族と離れて一人で帰国するという事態も起こり得る。永住があっても決して安泰ではない。

以前から個別のケースを通して、外国籍の子どもたちに、在留資格のことを自分の問題として理解し、その大切さを認識してほしいと思うことがあ

た。そうした中、NPO法人多文化共生教育ネットワーク（通称：ME-net）から、高校生を対象とした在留資格に関する出前授業に講師を派遣して欲しいとの依頼があり、2019年7月、鈴木大樹会員が大和南高校で、小豆澤が橋本高校で、それぞれ授業を行った。

外国人部会ではこれまでも、ME-netが主催する高校生を対象としたビザ相談会への参加を通して高校生と接する機会があったが、「授業」となると全く初めての経験である。まして、在留資格の話は難しい言葉も多く、制度も複雑である。そこで言葉だけで理解してもらうことは難しいと考え、イラストをふんだんに盛り込んだレジュメを作成し、授業に臨んだ。結果はほとんどの生徒が、スライドを観ながら、約1時間の授業に熱心に参加してくれた。授業の後に質問に来る生徒も複数いた。

なお今回授業を行った二つの高校はいずれも、外国籍の子どもたちに対する特別な定員枠を設けている学校で、こうした学校は県内に13校ある。また特別な定員枠は設けてはいないが、定時制高校や夜間中学に通う外国籍の子どもたちも沢山いる。これからも、できるだけ多くの高校で出前授業を行い、子どもたちが将来、不本意な理由で在留資格を失うことがないように、適切な知識を身につけていってほしい。



イラスト入りのレジュメを使って授業をする  
鈴木大樹弁護士

## 部会報告

### 働く人の権利に関する部会

## 法制度の改正と 働く人の意識

委員 田淵 大輔



**1** 労働法の分野では、昨年から今年にかけて、注目すべき法改正が続いている。

昨年成立した、いわゆる「働き方改革」関連法では、罰則付での時間外労働の上限規制、労働時間の客観的な把握の義務化、年次有給休暇の取得の義務化、勤務間インターバル制度導入の努力義務の制定、高度プロフェッショナル制度の創設、均等均衡待遇の規定の整備、及び、労働者の待遇に関する説明義務の強化など、非常に多岐にわたる法制度の改正が行われた。

今年になってからも、労働施策総合推進法が改正され、パワーハラスメントに関して、使用者に措置義務が定められた。また、ILOでは、「仕事の世界における暴力とハラスメントの根絶に関する条約」が採択されている。

**2** 働く人部会の活動として、昨年度は「働き方改革」関連法の審議に際して、「特定高度専門業務・成果型労働制の創設に反対する会長声明」を作成し、発表してもらったが、法改正を受けて、本年度は2回にわたり会員向けの研修会を行った。研修会は、労働時間法制に関して笠置裕亮会員、均等均衡待遇に関して山岡遥平会員に講師を務めていただき、多数の会員の参加を得て、盛況なものとなった。

また、ハラスメントに関しては、昨年度、会員向けにハラスメント・アンケートを実施したが、昨年度から今年度にかけて、部会において、回答の分析を鋭意進めてきた。今後、分析の結果を、ハラスメントに関する会員の意識の向上や、ハラスメントの防止、根絶のため、有効に活用していく方策を検討し、実施していきたいと考えている。

**3** 「働き方改革」関連法には、際限の無い長時間労働を適法化する危険を持った高度プロフェッショナル

制度の創設が含まれている。また、罰則付での時間外労働の上限規制が導入されたとはいえ、設定された上限は過労死ラインに達するものであり、不十分との批判もある。

他方で、労働時間の客観的な把握の義務化や年次有給休暇の取得の義務化などは、サービス残業という名の違法行為が蔓延している職場を変える可能性がある。また、均等均衡待遇の規定の整備や、労働者の待遇に関する説明義務の強化は、上手に活用できれば、正規と非正規との待遇差の是正を促進する手段となり得るものである。

また、ハラスメントに関する条約や国内法の整備が進むことで、許されざるハラスメントについて共通認識が形成されていくのであれば、それはハラスメントの防止、根絶を進めていく上で、有意義なものとなり得る。

以上のような法改正の趣旨を正しく伝えていくことも、働く人部会の重要な役割であると考えている。

**4** もっとも、法制度が整備されても、それが現実の社会で守られ機能していなければ、何の意味も持たないことになる。

サービス残業の横行や過労死・過労自死という深刻な社会問題に象徴されるように、我が国の職場では、依然として多くの違法行為が野放しにされている。その状況は、今回の法改正によっても、直ちには変わらないかもしれない。

しかし、勤勉に働き、仕事に全力を注ぐことと、仕事の疲れを癒やし、家族や友人との余暇を大切に、自己研鑽に時間を費やすために十分な休みを取ることは、本来は両立できることであって、社会全体で両立させられるようにしていかなくてはならない。自分や家族の生活を犠牲にしてでも、会社や組織のために働くことを美德とする価値観は、過去のものとしなければならないはずである。

働くことが何かを犠牲にすることを労働者に強いるのではなく、働くことで自分の人生や家族との生活を豊かにできるようにするためには、労働者の権利を拡充し、定着させ、職場における人権意識を涵養していくことが何よりも重要である。

働く人とその家族の大切な生活を守るために、これからも、働く人部会の活動を充実したものにしていけるよう努めていきたい。

## 委員会報告

# 2019年の人権擁護 委員会の活動に ついて

委員長 千木良 正

### 1 就任のご挨拶

2019年4月より、人権擁護委員会の委員長に就任しました千木良です。

弁護士になった当初より人権擁護委員会の委員を務め、また日弁連でも人権擁護委員会委員や人権救済調査室の囑託も務めさせていただきました。2013年4月から2019年3月までは、佐藤委員長、本田委員長の下で副委員長を務めさせていただいておりました。

これまでの経験を活かし、当会の人権擁護委員会の活動がより充実したものになりますよう尽力致します。どうぞよろしくお願いいたします。

### 2 人権擁護委員会の活動について

人権擁護委員会の活動は、およそ2種に分かれます。

1つ目は、人権侵害を受けたという市民からの申し立てを受けて調査を行い、必要があれば人権侵害行為を行った相手に警告や勧告を発する人権救済活動です。弁護士法1条1項は、「弁護士は、基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命とする」と規定していますが、この規定を受け、神奈川県弁護士会においても、弁護士会として、人権侵犯事件に対する調査・措置を行う制度が設けられているのです。

もう1つの活動は、様々な人権課題についての調査研究や、講演会や学習会の企画、無料相談の実施などを行う活動です。様々な人権課題について専門的に調査研究するため、人権擁護委員会では委員会の中にさらに、①すべての性の平等に関する部会、②憲法問題及び基地問題調査研究部会、③外国人の人権に関する部会、④働く人の権利に関する部会、

⑤医療と人権部会の5つの部会を設けています。なお、すべての性の平等に関する部会については、昨年度までは両性の平等に関する部会という名称で活動をしておりましたが、性的少数者の権利や福祉に関する活動にも取り組んでいるため、名称変更を致しました。

様々な人権課題についての調査研究の一環として、今年度は、10月末までに「川崎市・相模原市に対して、ヘイトスピーチ対策として実効性のある条例の制定を支持する会長声明」や「同性婚の婚姻を認める法制度の整備を求める会長声明」についてかわっております。

### 3 人権救済申立事件と措置事案について

人権救済事件の申立件数は、2018年度は28件でしたが、2019年は10月末の時点で既に25件という件数になっています。申立てのうちの多くは刑務所など拘禁施設内における人権侵害行為を問題にするものですが、その他にも病院や、福祉施設における虐待、学校における問題など各種の人権侵害行為について申立てがあります。

そして、本年度についていえば、10月末の時点で、精神科病院において長期間にわたり身体拘束をしていた案件、及び、横浜刑務所において長期間にわたり保護室に収容していた案件の2件について警告を発しています。いずれも本年度の人権かながわにおいて報告をしておりますが、安易に身体拘束を行う社会的な風潮が出てきているのかもしれない。

### 4 人権賞について

神奈川県弁護士会では、横浜市緑区（現青葉区）で発生した米軍機墜落事故訴訟弁護団からの寄付をきっかけに、平成4年3月に人権救済基金を設立し、その使途のひとつとして、平成8年度、人権擁護の分野で優れた活動をした個人、団体を表彰する人権賞を創設しました。

第24回目となる今年度は、多数の応募に基づく選考の結果、①特定非営利活動法人かながわ外国人すまいサポートセンター、②被害者支援自助グループ「ピア・神奈川」の2団体に決定しました。

特定非営利活動法人かながわ外国人すまいサポートセンターについては、行政機関や国際交流協会、不動産業界団体などと連携しながら、在日外国人の居住支援・生活相談に多言語で対応していること、

ボランティアスタッフを中心に、多文化共生の社会作りにも貢献するとともに、生活困窮者自立支援にも取り組んでいることなどが受賞理由です。

被害者支援自助グループ「ピア・神奈川」については、2003年に「ピア・神奈川」を設立し、かながわ県民相談センターで犯罪被害者の支援相談を開始したこと、2009年には茅ヶ崎市と協定を締結して「犯罪被害者等支援相談」を開設したこと、2015年の茅ヶ崎市犯罪被害者等支援条例の制定にも尽力したことなどが受賞理由です。

今回、人権擁護委員会委員長としてはじめて選考過程に参加しましたが、会長の巻頭言にもありますように、実に多くの市民団体が独自の観点から豊かな想像力で新たな発想を持ち、地道な社会貢献活動をしていることを知ることができ、非常に頼もしく思いました。

## 5 さいごに

委員長を務めて半年以上が経過しましたが、この間、委員会や部会、理事会や常議員会において、様々なテーマについて議論をさせて頂きました。皆様、様々なご意見をお持ちであるものの、いずれも基本的人権の擁護と社会正義の実現を使命とする弁護士として、真剣に取り組んでいただいていることが伝わり、改めて弁護士としての誇りを感じている次第です。

今後も、基本的人権の擁護と社会正義の実現に向けて、新しい人権課題も含めて、積極的に取り組んでまいります。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

